**指定障害福祉サービス事業所等の指定申請について**

静岡市内において、指定障害福祉サービス等の事業所を開設するためには、指定権者である静岡市長の指定を受ける必要があります。事業所の指定を受けるためには、次のことに御留意ください。

**１．新規指定申請の流れ**

　**事業所指定は、毎月1日付けで行います。**

　新規指定の一般的な流れは以下の通りです。

＊　例年、4月1日付及び５月１日付の新規指定申請は申請数が大変多いため、その年の1月31日までに申請書を提出してください。間に合わない書類がある場合は、個別に御相談ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手順 | 内容 | 時期 |
| （１） | 建物、人員配置等に係る事前協議 | 指定希望日の概ね３か月前 |
| （２） | 指定申請書類の提出 | 指定希望日の２か月前 |
| （３） | 審査 | 不備がある場合、補正依頼 |
| （４） | 補正後の指定申請書類の受理 | 指定希望日の１か月前 |
| （５） | 審査→補正 | 指定希望日の前月15日期限（補正が完了しない場合は、指定を延期） |
| （６） | 指定 | 毎月１日 |

＊　補正等の必要がない場合、（４）、（５）を省きます。

**【参考】４月１日、５月１日以外の場合（例　９月１日指定）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ６月中 | ７月１日まで |  | ８月１日まで | ８月15日まで | ９月１日 |
| 事前協議 | 申請書類提出 | 不備がある場合は補正依頼 | 補正後の申請書の受理 | 審査→　補正 | 指定 |

**【参考】４月１日指定の場合**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ～12月 | ～１月31日 |  | ２月中 | ３月15日まで | ４月１日 |
| 事前協議 | 申請書類提出 | 不備がある場合は補正依頼 | 補正後の申請書の受理 | 審査→　補正 | 指定 |

**（１）　事前協議**

　　新規に事業を立ち上げる場合は、**事業開始のおおむね3ヶ月前を目途に予約の上、事前協議を行ってください。協議の際は、事前に電子申請で「事前協議書」を提出していただき、当日は事業所開設予定物件の平面図（部屋の用途及び面積が入ったもの）をお持ちください。**なお、事前相談後に内容が変更となる場合は、再度、相談をしていただくこととなります。

**◆　事前相談の際には、主に以下の内容をお伺いします。**

　①　申請者（事業者）

　②　障害福祉サービスの種別及び内容（生産活動がある場合は活動内容）

　　③　指定希望時期

　④　定員

⑤　対象とする障害種別

　⑥　事業所開設予定地

　⑦　事業所開設予定物件（レイアウト等）

　⑧　サービス管理責任者等の配置要件、資格要件のある職員の確保状況

◆**事前協議書様式　掲載先**

「静岡市トップ 」→「しごと・産業」→「福祉関係事業」→ 「障害福祉サービス業」→

「静岡市指定障害福祉サービス等事業所の新規指定・指定更新・指定変更」

◆**事前協議書等提出 電子申請フォームURL**

https://logoform.jp/form/79j2/82929

**◆　障害者総合支援法及び児童福祉法以外の法令については、申請前にそれぞれの担当部局へ確認をお願いします。**

消防法の関係 ： 消防署（開設予定地がある地域所管の消防署）

建築基準法の関係 ： 建築安全推進課（静岡庁舎新館５階　TEL 054-221-1259）

市街化調整区域の関係 ： 開発審査課（静岡庁舎新館５階　TEL 054-221-1118）

**＊事前相談は予約制です。御来庁の際には必ず下記連絡先まで連絡の上、お越しください**。

静岡市役所　静岡庁舎新館１５階　障害支援推進課　自立支援係

〒４２０－８６０２　静岡市葵区追手町５番１号

ＴＥＬ　０５４－２２１－１０９８　ＦＡＸ　０５４－２２１－１１０８

メールアドレス　shougai-support@city.shizuoka.lg.jp

**（２）　指定申請書類の提出**

事前相談の終了後は、**指定希望日の２か月前には一度、指定申請書類の作成及び提出をしてください。**

申請に必要な書類は「指定申請　必要書類一覧表」にて、ご確認ください。申請書及び添付書類の様式と共に、ＨＰからダウンロードできますので御利用ください。

**＊申請書の提出は必ず事前相談終了後に行ってください。事前相談をせずに申請書を提出された場合は、指定予定日を延期していただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。**

**＜　様式等　掲載先　＞**

**◆　指定申請書類**

 「静岡市トップ 」→「しごと・産業」→「福祉関係事業」→ 「障害福祉サービス業」→

「静岡市指定障害福祉サービス等事業所の新規指定・指定更新・指定変更」

**◆　体制届（加算関係）**

「静岡市トップ 」→「しごと・産業」→「福祉関係事業」→ 「障害福祉サービス業」→

「 静岡市指定障害福祉サービス等事業所の変更届・体制届」

**◆　処遇改善加算関係（算定しない場合は提出不要）**

 「静岡市トップ 」→「しごと・産業 」→「福祉関係事業」→ 「障害福祉サービス業」→

「静岡市「福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書」の提出」

**（３）　補正後の指定申請書類の受理**

**指定を受けたい月の前月1日までに**障害者支援推進課あて申請書類一式を提出してください。申請書類の内容に問題がない場合は、受理となります。多数の記入漏れや不備があった場合や、申請期限までに提出できない場合は、指定予定日を延期していただきますので、あらかじめ御了承ください。

**（４）　審　査**

申請書の受付後、再度内容を確認し、申請内容が静岡市条例等に定める基準等を満たしているかなどの審査を行います。

書類に記入漏れや不備があった場合は、再度書類の「補正」をお願いしますので、速やかに御対応願います。

**（５）　指　定**

審査で不備等がなければ、指定日までに「指定申請審査結果通知書」を運営法人宛て郵送により交付します。これをもって、指定障害福祉サービス事業者の指定となります。

**２．変更申請について**

　**生活介護、就労継続支援 Ａ型、就労継続支援Ｂ型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、 障害児入所施設において定員の増員をする場合**については、変更届ではなく指定変更申請が必要です。指定変更申請の手続きの流れ及び申請書類の様式は、**新規指定と同様です。**

**３．その他留意事項**

**（１）　法人格の取得**

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく事業を開始しようとする者は、法人でなければなりません（医療型サービスを除く）。社会福祉法人・NPO法人・株式会社等、法人の種類は問いません（入所施設を除く）。

**（２）　「定款」及び「寄附行為」について**

事業者指定を受けるには、法人格が必要ですが、株式会社、特定非営利法人（NPO法人）等の定款、及び登記する「事業」の目的については、申請時において、実施する事業に即した内容が記載されていることが必要です。

**◆　定款に記載すべき事業名**

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」

・「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

・「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」　等

**（３）　特定障害福祉サービス等に係る総量規制について**

　**生活介護、就労継続支援 Ａ 型、就労継続支援 Ｂ型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、 障害児入所施設**については、「市町村障害福祉計画」（静岡市においては「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」）において定める、障害福祉サービス等の種別ごとのサービス量（定員数）が、計画で示す必要な量（目標値）に達しているか、または必要な量を超過することが認められる場合などに、当該事業者等の指定申請等に対し、**指定をしないことができるとされています**（障害者総合支援法第36条第５項、第38条第２項、児童福祉法第21条の５の15第５項及び第24条の９第２項）。

**よって、これらのサービスの実施を検討されている場合は事業の計画段階で、必ず事前にご相談ください。**また実施時期、定員数、事業内容によっては事業計画の変更をお願いすることがございますのであらかじめ御了承ください。